

国民健康保険の高額療養費 限度額が変更となります

- 「高額療養費」は、1 か月にかかった医療費が自己負担限度額を超えたとき、超えた分が申請によって払い戻される制度です。
- 平成 27 年 1 月より、限度額が下記の内容に変更されます。収入による区分が細分化され、低所得層に配慮したうえで、負担能力に応じた限度額が新たに設定されています。

【平成 26 年 12 月まで】			
所得区分		年 3 回目まで	年 4 回目以降
A	上位	150,000 円 (医療費が 500,000 円を超えた場合は、超えた分の 1% を加算)	83,400 円
B	一般	80,100 円 (医療費が 267,000 円を超えた場合は、超えた分の 1% を加算)	44,400 円
C	住民税 非課税	35,400 円	24,600 円



【平成 27 年 1 月から】			
所得区分		年 3 回目まで	年 4 回目以降
ア	基準総所得 901 万円～ (※給与の場合の年収目安 約 1,160 万円～)	252,600 円 (医療費が 842,000 円を超えた場合は、 超えた分の 1% を加算)	140,100 円
イ	基準総所得 600～901 万円 (※給与の場合の年収目安 約 770～1,160 万円)	167,400 円 (医療費が 558,000 円を超えた場合は、 超えた分の 1% を加算)	93,000 円
ウ	基準総所得 210～600 万円 (※給与の場合の年収目安 約 370～770 万円)	80,100 円 (医療費が 267,000 円を超えた場合は、 超えた分の 1% を加算)	44,400 円
エ	基準総所得 210 万円以下 (※給与の場合の年収目安 約 210～370 万円)	57,600 円	44,400 円
オ	住民税非課税	35,400 円	24,600 円

- あとから払い戻されるとはいえ、一時的な高額支払いは大きな負担になります。入院などで、医療費が高額になると見込まれるときは、「限度額適用認定証」をご利用ください。これを保険証と併せて医療機関窓口に提示すると、1 か月あたりの支払いが限度額までで済むようになり、払い戻しを待つ必要がなくなります。なお、平成 26 年 12 月までの「限度額適用認定証」をお持ちの方には、新制度切替え後のものを別途お送りいたします。

問い合わせ 町民課保険医療係 (TEL 576-2114)